**平成２４年（フ）第２１８号**
長野県松本市大字島内3649番地
債務者　勝家　怜子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　勝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第６６号**
岐阜県可児市広見４丁目40番地ライオンズマンション201
債務者　加藤　隆宣
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　武生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２４年（フ）第６７号**
岐阜県可児市広見４丁目40番地ライオンズマンション201
債務者　加藤　美幸
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　武生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２４年（フ）第１０８２号**
大阪府羽曳野市恵我之荘３丁目５番１号
債務者　加藤　桂子
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第１０９７号**
大阪府松原市立部１丁目204番地の17、前住所大阪府松原市西大塚２丁目４番６号
債務者　セカンドステージこと　寺山　　忍
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第１９９３号**
名古屋市守山区瀬古東２丁目1115番地　サンパーク第２幸心802号
債務者　福本　義雄
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　智洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月５日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２１１号**
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148番地
蓮池ホテル
債務者　佐藤　喜市
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一由　貴史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３１９号**
愛知県豊川市住吉町２丁目92番地　シティハイツ住吉Ｂ棟102号、前住所愛知県岡崎市蓑川新町３丁目８番地９
債務者　宮川　留頼
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　亮治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第３２０号**
愛知県豊川市住吉町２丁目92番地　シティハイツ住吉Ｂ棟102号、前住所愛知県岡崎市蓑川新町３丁目８番地９
債務者　宮川　順子
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　亮治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第４１４号**
愛知県みよし市三好町原49番地　Ｍ＆Ｉアムール201号、前住所愛知県日進市藤枝町前田５番地１　エルシエロ日進天空の館409
債務者　眞乗坊　明
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２４年（フ）第８６号**
岐阜県大垣市東町１丁目334番地１　セピアガーデン105号室
債務者　岩田　真和
1　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２４年（フ）第１３６９号**
埼玉県上尾市富士見１丁目８番36号
債務者　伊藤　　磨
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１４３４号**
さいたま市西区三橋６丁目511番地　レオパレスシャトーエグゼ202号室
債務者　大谷　昌之（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１４４６号**
埼玉県川口市大字芝7053番地の12　サークルワン102号
債務者　新戸　宏幸
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１４６８号**
さいたま市南区鹿手袋５丁目１番22―105号
債務者　遠藤　　繁
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１４６９号**
さいたま市南区鹿手袋５丁目１番22―105号
債務者　遠藤　良枝
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１４９０号**
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―11―201
債務者　山崎　俊一
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係